

平成28年度

川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金 評価表 NO.

57

所管部課名	市民スポーツ課		担当者	新開 稚子				
事務事業名	生涯スポーツ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金交付要領、川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成28年度 予算額	1,400 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,400 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	大会参加者数		1,300名	平成33年度				
成果指標②	市外大会参加者数		600名	平成33年度				
補助対象者	川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会							
補助対象経費	川内川を生かしたスポーツ推進事業に要する経費（賃金・報償費・旅費・役務費・委託料・使用料及び賃借料）							
補助対象事業・活動の内容	川内川河口マラソン・ウォーキング大会							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	平成28年度 1,400千円							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	2,016,700	63.3%	1,960,000	57.5%	1,959,000	56.5%
		会費収入	1,746,700	54.8%	1,720,000	50.4%	1,722,000	49.7%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	270,000	8.5%	240,000	7.0%	237,000	6.8%
		市補助金	1,077,000	33.8%	1,400,000	41.1%	1,400,000	40.4%
		預金利息等	79	0.0%	468	0.0%	117	0.0%
		（前年度繰越金）	94,060	3.0%	49,532	1.5%	108,744	3.1%
		計	3,187,839	100.0%	3,410,000	100.0%	3,467,861	100.0%
	支出	事業費	2,938,307	92.2%	3,135,224	90.4%	3,168,401	91.4%
		人件費	200,000	6.3%	225,000	6.5%	250,000	7.2%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	49,532	1.6%	108,744	3.1%	49,460	1.4%
		計	3,187,839	100.0%	3,468,968	100.0%	3,467,861	100.0%
	支出計/前年度支出計				108.8%		100.0%	
	自己資金/前年度自己資金				97.2%		99.9%	
翌年度繰越金/市補助金		4.6%		7.8%		3.5%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		1,221		1,238		1,212		
成果指標の推移②		566		521		403		
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」費用対効果を測るため、参加者にアンケートを取り、宿泊やお土産の状況を把握することを検討されたい。 【前回評価への回答】アンケートを実施し、今後、コース変更も含め検討する 【事業のPR方法】前回参加者、学校、コミセン、県内主要スポーツ店舗等ポスター掲示 【費用対効果】市民の健康志向が高まり、参加者が増加している（H27は鹿児島マラソン大会重複のため減） 【その他】市民の健康志向のニーズと適合しており、今後とも事業を継続していく。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民をはじめ、県内外からの参加者があり、マラソン・ウォーキングそれぞれのコース設定により、老若男女を問わず、幅広い世代からの参加を得ている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①が該当 市民の健康維持・増進、スポーツ推進、並びに県内外からの参加者による地域の活性化に繋がっている。また、本大会は、日々健康づくりに取り組んでいる市民の交流の場として重要な役割を担っており、継続的な健康づくりを啓発する機会となっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	健康志向・体力づくりに適しており、個人・団体それぞれ体力に応じた参加種目を設けており、市民の健康増進とスポーツ推進に繋がっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	受益者負担の観点から参加料を徴収し、自発的に取り組み継続的な運動習慣の意識づけを行うことができる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	支出は運営に係る必要経費（賃金・印刷製本費・委託料等）であるので妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	事業は、経費を含め実行委員会で検討しており、経費削減を含め自助努力は常に図っている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該事業を中心に、市民の健康維持・増進並びに県内外からの参加者による地域活性化に寄与している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金として支出することにより、実行委員会での活動がより広範囲に機能する。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領第4条に規定されており運営に係る経費を補助対象経費としており、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 毎回 1,200名を超える参加があり、市民はもちろんのこと、県内外にも認識されており、健康づくり増進に寄与している事業である。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 ハーフマラソンコース等の検討		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付を申請した川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会が実施する事業は、市民の健康増進並びに県内外からの参加者による街の活性化を図るものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金は、川内川を生かしたスポーツ推進事業に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年1月31日とする。

(交付の基準)

第6条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会は、補助事業等が完了したときは、直ちに規則第15条に定める補助金等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 前2号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第8条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。